

第477回広島海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和3年6月23日（水）午後1時9分～午後4時40分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室
（広島市中区基町10-52）

2 招集月日及び招集者

招集月日 令和3年6月11日

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員（14人） 北田國一，川岡勝義，高橋勝盛，濱松照行，箱崎照男，米田輝隆，
樋口元武，下前清弘，山田正通，海野徹也，川下求，野田秀明，
高田幸典，松下博紀

県（8人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	〃	主 査	御堂岡慎吾
	〃	主 査	杉岡 光
	西部農林水産事務所水産課	課 長	廣中 孝一
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之
	県立総合技術研究所水産海洋技術センター	センター長	飯田 悦左

事務局（3人） 山根次長，中林主査，三浦主査

4 議題及び審議結果

(1) 付議事項

第5号議案 区画漁業の海区漁場計画案について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

第6号議案 広島県資源管理方針の変更等について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

第7号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

第8号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

第9号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について

(結果) 原案のとおり承認された。

第10号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員の選出について

(結果) 全会一致で、濱松委員が選出された。

第12号議案 くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について

(結果) 原案のとおり承認された。

(2) 協議事項

第11号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

(結果) 案のとおりで異存ない旨を承認した。

(3) その他

- ・広島かき採苗安定化対策の取組結果について
- ・小型機船底びき網漁業の愛媛県弓削島沖海域への入漁について
- ・全国海区漁業調整委員会連合会70周年記念功績委員表彰について

5 議事の経過

午後1時9分、事務局の山根次長が第477回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し、出席委員は14名であり、本委員会が成立していることを報告した。

その後、議事録署名者に濱松委員と箱崎委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第5号議案 区画漁業の海区漁場計画案について】

議長 はじめに、付議事項の第5号議案「区画漁業の海区漁場計画案について」を上程します。提案理由と内容を事務局から提案してください。

山根次長 (第5号議案の提案理由及び公聴会の結果を説明した。)

内容については、県から説明をお願いします。

御堂岡主査 (資料1により、海区漁場計画案を作成しようとする理由及び考え方等について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

山田委員 海区漁場計画案の中で3が「関係地区」となっています。従来は「地元地区」という表記だったと思いますが、変わったのでしょうか。

御堂岡主査 漁業法改正で、従来の「地元地区」という表記が「関係地区」という表記に変わりました。

山田委員 「関係地区」の使い方は、従来の「地元地区」と同じなのでしょうか。

御堂岡主査 そうです。

山田委員 「関係地区」の中に、おそらく組合の地区全てが記載されていると思いますが、これでもよろしいですか。行使する人の地区が入るのではないですか。

御堂岡主査 広漁協の関係地区については、新たな漁業種類として拡張する部分がありますので、関係する全ての地区が入ることになります。

山田委員 必ず全地区を入れるのですか。以前であれば、行使する方が限定されている場合は、そこだけを地元地区として入れていたと思います。今回は、おそらく広漁協の定款上の全ての地区が入っていると思うのですが、全地区を入れるようになったのですか。

御堂岡主査 今回ほうに養殖業が新たな漁業種類として追加されていますので、全部の地区を入れていきます。

山田委員 旧漁業法の規定では、例えばわかめ養殖であれば、わかめ養殖業を行使する組合員の地区が、地元地区という表記で列記されていたと思います。行使者の地区だけを入れるか、それとも必ず全ての地区を入れるのか、どうでしょうか。

山根次長 よろしいでしょうか。関係地区については、漁業協同組合によって考え方が違うかもしれません。行使される方の住所地を細かく記載する場合と、分ける必要がないため全域を記載する場合があります。今回は分ける必要がないと考えて全地区を記載していると聞いています。

山田委員 漁場を行使する人の同意を取る場合に、本来は行使者の同意をとるのだと思うのですが、どのように整理するのでしょうか。そもそも、変更前の漁業権行使規則における地元地区は、今回の案と同じように記載されているのですか。

御堂岡主査 (資料を確認)

米田委員 先ほどからの関係地区について、阿賀漁協のわかめでは「呉市阿賀南1丁目～9丁目」とありますが、この住所地でない人は「わかめ養殖業」を行使できないということですか。それとも、同意を求める範囲がこの住所地の人であって、阿賀漁協に所属する人であれば、この漁場でわかめ養殖をできるということですか。

御堂岡主査 関係地区は同意を求める範囲であって、阿賀漁協の組合員であればわかめ養殖業を行使できます。

川下委員 すみません。団体漁業権というのは、組合が主体になるのではなくて、組合員が行使できるものなのですか。

御堂岡主査 団体漁業権は漁協に免許しますが、漁協で定めた漁業権行使規則に基づいて組合員が行使するという仕組みです。

木村課長 先ほど担当から関係地区について同意を求める範囲との説明がありましたが、それだけでなく免許申請できる漁協の範囲にも関わるもので、一部説明が不十分かもしれません。今回の漁場計画案はこれで承認を頂いて、次の委員会で補足説明をしてはと思いますが、いかがでしょうか。

議長 次回の委員会で詳しく説明とのことですが、いかがでしょうか。

各委員 (結論が出ず)

山根次長 少し休憩して、関係資料を確認しましょうか。

木村課長 一旦保留して、次の議題に移りましょう。

議長 それでは、第5号議題は一旦保留します。

(一旦保留して、第11号議案終了後に再開)

議長 それでは、第5号議案を再開します。

山根次長 先ほどの審議の中で、法改正前は地元地区とされていた関係地区について疑義がありました。関係地区を設定した考え方などについて、県から説明をお願いします。

御堂岡主査 先ほどの関係地区の考え方についてご説明します。まず、広漁協の関係地区については従来と変更ありません。関係地区については「自然的及び社会的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区」と定義されていますが、適格性の審査の部分で「既存漁場」と「新規漁場」では考え方が異なります。今回のように養殖業の追加は「新規漁場」に当たると判断しましたので、関係地区について全ての地区を記載しています。

山田委員 漁協によって取扱いが違うということは理解しています。例えば広島市漁協においては関係地区を細かく定めています。そのような行使実態があるからだと思います。確認したかったのは、関係地区を限定している実態もある中で、漁協の定款地区全てを記載して大丈夫なのかということです。

御堂岡主査 関係地区についても漁協から漁場計画要望がありまして、その要望内容を加味しながら設定しているところです。

木村課長 今回は変更免許ということで、従来の関係地区を引き継いでいますが、次の一斉切替においては実態に即した内容となるよう、ヒアリング等を行いながら適切に定めたいと思います。

議長 他にご意見がなければ、採決に移ります。

第5号議案「区画漁業の海区漁場計画案について」は、原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議ないようですので、第5号議案は原案のとおり承認します。

【第6号議案 広島県資源管理方針の変更等について】

議長 次に、付議事項の第6号議案「広島県資源管理方針の変更等について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

山根次長 (第6号議案の提案理由を説明した。)

内容については、県から説明をお願いします。

杉岡主査 (資料2により、まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理の概要について説明した。)

- 議長 ただ今の説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。
- 樋口委員 これまでは、小型まき網についてアジやサバが獲れた場合は報告していたと思いますが、今後は全ての漁業種類で報告が必要になるのですか。地元でも「たった3尾くらいが釣れても報告するのか？」といった意見を聞きますし、漁協事務員の負担も大きくなります。
- 杉岡主査 漁獲実績報告の負担が大きいことは承知していますが、なるべく負担が小さくなるようなことを検討したいと考えています。
- 山根次長 国からは対象魚種が獲れたら全て報告するように指導されていますが、どの程度まで徹底するか限度もありますので、今後の検討課題と思われます。
- 海野委員 最終的には、知事管理漁獲可能量を設定するのだと思います。今回は「現行水準」とされていますが、今後は具体的な数字として定めることがあるのですか。
- 杉岡主査 現在のところ農林水産統計の漁獲量が概ね50トン程度であり、国からは具体的な数字ではなく「現行水準」と割り当てられています。
- 海野委員 今は農林水産統計の数字を使っているのですが、今後は200魚種を管理するとされています。漁業者の負担も大変になりそうですので、取捨選択する必要があるでしょうね。
- 樋口委員 これは遊漁者の漁獲は関係ないのですか。釣り放題なのでしょう。
- 杉岡主査 国は遊漁の団体を通じて、漁業者の取り組む資源管理に協力するよう指導されているようです。県としても、遊漁への適切な対応を国に求めていきたいと思っています。
- 議長 他にご意見がなければ、採決に移ります。
- 第6号議案「広島県資源管理方針の変更等について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議ないようですので、第6号議案は原案のとおり承認します。

【第12号議案 くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について】

- 議長 次に、同じ資源管理に関する議案で、第7号から第10号議案よりも先に、第12号議案をお諮りしたいと思います。
- ただし、この第12号議案は、事前に皆様に通知された委員会開催案内に議案として書かれていない案件です。
- そのため、まず事務局から本日提案しようとする理由などを説明してください。
- 山根次長 （通知に不記載の理由及び緊急提案の根拠規定を説明した。）
- 議長 ただいま事務局から説明がありました。この件については事務局から連絡があり、私の方は承知しているものです。
- ただし、これを本日の議案とするためには、出席委員の3分の1以上の同意が必要となります。

そこで、皆様にお諮りします。この「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」を本日の議案とすることに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 皆さまから同意を頂いたので、第12号議案を上程します。提案理由は先ほど事務局から説明がありましたので、内容について県から説明してください。

杉岡主査 (資料9により、くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について説明した。)

議長 ただ今の説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 クロマグロというのは私たちが普段獲る魚ではないのですが、0.1トン増やすのは県が漁業者に少しでも獲らせようとして決めたのですか。それとも、国からの通達で増やすのですか。

杉岡主査 漁獲可能量は、これまでの漁獲実績に基づいて配分されるものです。近年は瀬戸内海でもクロマグロが混獲される事例がありますので、混獲への対応として0.1トンが増枠されたものです。

濱松委員 獲る人がいないのなら、必要とするところに回せば良いのではないですか。求めているのならいいのですが、数字の上でただ増やしても意味がないと思います。

議長 これは広島県に実績があったので、国が少しでも増やしてくれたのでしょうか。

山根次長 小型くろまぐろについては、呉豊島漁協の方が対馬に行って漁獲していた実態がありました。漁獲する場所是对馬沖なのですが、広島の漁業者なので広島県に漁獲枠が設定されていました。現在は廃業されているということで、0.2トンや0.3トンという数字は瀬戸内海においても稀にクロマグロが混獲されることがあって、やむを得ず漁獲した場合の割当です。県から要望したものではありませんが、国からは配分を受けるようにという意向ですので、ご理解ください。

議長 他にご意見はありませんか。なければ採決に移ります。

第12号議案「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議ないようですので、第12号議案は原案のとおり承認します。

【第7号議案 漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

議長 それでは、付議事項の第7号議案「漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等の公示について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

山根次長 (第7号議案の提案理由を説明した。)

内容については、県から説明をお願いします。

三浦主査 (資料3により、定数設定の考え方と漁業の許認可方針の改正案及び申請期間等の公示の概要について説明した。)

議長 ただ今の説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

濱松委員 この件について、地元組合で許可を承継したい者がいるのですが、以前の県からの説明では漁船と漁業許可を併せて承継する必要があるとのことでした。本人は立派な漁船を持っているので、古い漁船を引継いでも処分しなくてはいけません。また、できるだけ切れ目なく操業したいという意向があるのですが、公示などの手続で2カ月くらいかかるとのことでした。早く許可を受ける方法はないのですか。

三浦主査 これまでは、申請期間以外については漁船と漁業許可を併せて承継することしかできませんでした。また、申請期間の公示を行う前に海区委員会への諮問が必要であるため、要望があっても直ぐに対応することは困難でした。今回の諮問案について承認を頂いた場合、今お話があった件が「定数を変更する必要が生じない」ものであれば、申請期間の公示をすれば自分の船で許可申請することができます。海区委員会への諮問が不要となり申請期間も短縮できますので、手続きに係る期間は短くなります。

濱松委員 分かりました。よろしくお願いします。

山田委員 今後の定数の考え方の中で、「原則として令和2年12月末の許可数を上限とする。」としていますが、但し書きで「同じ海域で操業する複数漁業種類の漁業者間で定数増加について調整が図られた場合は、この限りではない。」とあります。この場合は、定数を増やすのでしょうか。どのようなことを想定しているのか、例を挙げて説明してもらえませんか。

三浦主査 例えば海況の大きな変化によって、従来の操業形態を変える必要がある場合などを想定しています。そのような際に、各地域の水産振興協議会等の総意として要望があった場合は、定数を再検討することは否定しないという趣旨です。直ちに定数を増やすものではありません。

山田委員 過去には中部海域でサワラ資源が急増して許可隻数を見直したことがありました。今回定数を定めますが、ある資源が急激に回復した場合に定数をどうするのかということも、あらかじめ検討しておく必要があると思います。

三浦主査 資源の急増があった場合については、操業調整上の問題だけでなく、資源管理上の問題についても併せて検討する必要があります。水産海洋技術センター等の研究機関の助言も必要になると思われます。現時点では具体的な方法をお示しできませんが、今後検討していく必要があると考えています。

山田委員 この資料の書き振りは、調整が図られた場合は直ぐに定数を増加するという印象を持たれると思います。県なり委員会の判断を経て決めることでしょうか、あいまいな書き方はしない方が良いと思います。

三浦主査 ご指摘の部分は、漁協等へ通知する際に表現を見直したいと思いますが、何らかの例外規定は必要になると考えています。

山根次長 要するに「定数を設定したら、増えることはなく減る一方だ」という印象を持つかもしれませんが、完全に固定するものではないということです。

高橋委員 許可と漁船を譲渡する際に、既にいい船を持っている場合でも古い船を引継がなければいけないのですか。

三浦主査 改正漁業法では「許可と漁船がセット」でなければ承継できないと規定されていますが、瀬戸内海においては難しいのが実態と思われれます。今回諮問した案では、定数を変更する必要が生じない場合、廃業する枠と同数の新規申請を行うことについて調整が整えば、自分の船で許可申請できる機会を設けるということです。

議長 地元の漁協では准組合員に漁業許可を認めていないのですが、県としては正組合員か准組合員かで許可するかどうかを判断することはないのですか。

三浦主査 県が許可するか否か判断するに当たって、正組合員か准組合員かで判断することは、制度上できないことになっています。

米田委員 県は漁協に所属していない漁業者に対して、漁業許可を与えようと考えているのですか。

三浦主査 そのようなことは考えていません。県としても、漁協に所属していない漁業者に許可をすると操業調整上の支障があると考えていますので、余剰が生じないように定数を設定します。

松下委員 法改正に係る漁業の許認可の審査について議論されていますが、県が独自の基準を定めることはできないのですか。

三浦主査 県の漁業調整規則は漁業法の委任を受けて制定されていますので、許認可の審査について、漁業法の規定を逸脱した運用はできません。県においても許認可の審査基準を定めていますが、漁業法とほぼ同じ内容で規定することしかできません。

米田委員 県は漁協に所属していない漁業者について、資格審査をしているのですか。漁協では必ず年に1回資格審査をしています。

山根次長 漁協に所属していない漁業者については、漁船登録してから1年後、3年後など定期的に漁獲実績を報告するよう指導しており、操業状況を確認しています。

箱崎委員 漁場のルールを無視するような者に許可を与えると、まじめに操業している漁業者が困ることになります。県にはトラブルにならないよう調整してもらいたい。

山根次長 先ほど三浦からも説明しましたが、法改正によって許可の制度が変わりました。従来行っていた許可枠だけの承継という手続きは出来なくなったのですが、今後も地元における調整が整ったことを確認した上で、余りが出ないように定数を設定するという事です。また、漁船はいらないけど許可だけを承継したいという場合がありますので、3年の許可の有効期間の間であっても定数を変える必要がない場合、その度に海区委員会に諮問することなく、申請期間を公示して申請の機会をつくるということです。調整状況を確認して許可枠が余りそうということであれば、改めて海区委員会へ諮問して定数を見直すように改正するものです。

議長 他にご意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第7号議案「漁業の許認可方針の改正並びに申請期間等

の公示について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議ないようですので、第7号議案は原案のとおり承認します。

【第8号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

議長 それでは、次に付議事項の第8号議案「あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

山根次長 (第8号議案の提案理由を説明した。)

内容については、県から説明をお願いします。

三浦主査 (資料4により、あわび漁業の許可方針の改正の概要、あわび資源管理の検討状況及び新規許可に係る申請期間等の公示内容について説明した。)

議長 ただ今の説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

山田委員 県の方で、条件制限についてよく検討されたことがわかりました。昨年の委員会において、新たにあわび漁業の許可方針を定めるのであれば、資源管理措置についても検討するべきと思って質問しましたが、十分に検討して頂いたと思います。

議長 他にご意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第8号議案「あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議ないようですので、第8号議案は原案のとおり承認します。

【第9号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について】

議長 それでは、次に付議事項の第9号議案「船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

山根次長 (第9号議案の提案理由を説明した。)

内容については、県から説明をお願いします。

三浦主査 (資料5により、船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示の内容について説明した。)

議長 ただ今の説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

議長 ご意見はありませんか。

なければ採決に移ります。第9号議案「船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議ないようですので、第9号議案は原案のとおり承認します。

【第10号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員の選出について】

議 長 付議事項の第10号議案「瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員の選出について」を上程します。内容について、事務局から説明してください。

山根次長 (提案理由及び広域漁業調整委員会の概要、関係規定について、資料6により説明した。)

議 長 ただいま、瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員を、広島海区委員の中から、互選する必要があるとの説明がありました。

任期は、今年10月1日から4年間ということですが、いかがいたしましょうか。

川岡委員 濱松委員にお願いしたいと思います。

議 長 濱松委員を推薦するご発言がありましたが、改めて確認します。広島海区から選出する瀬戸内海広域委員会の次期委員は、濱松委員とすることで、よろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 皆様の同意が得られましたので、そのように決定いたします。

濱松委員、お忙しいとは思いますが、よろしくお願いします。

(2) 協議事項

【第11号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議 長 続いて、協議事項に移ります。第11号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」事務局から説明してください。

山根次長 (入漁協定案の概要について、資料7により説明した。)

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見・ご質問はありませんか。

議 長 ご意見はありませんか。

なければお諮りします。第11号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は原案のとおり連合委員会で提案し、交渉は担当委員に一任ということによろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議なしということですので、第11号議案は案のとおり入漁できるよう交渉に当たることとします。担当委員の方はよろしくお願いします。

(3) その他

【広島かき採苗安定化対策の取組み結果について】

議 長 続いて、その他に移ります。

前回の委員会で、山田委員が要望された「広島かき採苗安定化対策の取組み結果に

ついて」の情報提供のため、水産海洋技術センターの飯田センター長にお越しいただいております。

それでは、早速ですが、飯田センター長よろしくお願ひします。

飯田センター長 （資料8により、広島かき採苗安定化対策の取組み結果について説明した。）

議長 長 ありがとうございます。

委員の皆様から、ご質問などはありませんか。

それでは、飯田センター長、お忙しいところありがとうございました。

【小型機船底びき網漁業の愛媛県弓削島沖海域への入漁について】

議長 長 次第に記載の議事については以上になりますが、昨日、木村水産課長と山根事務局次長が愛媛県庁水産課を訪問し、継続審議となっている小型機船底びき網漁業の愛媛県弓削島沖海域への入漁について、協議されたとのこと。その内容について、報告していただきたいと思ひます。

山根次長 （継続審議となった経緯について説明した。）

協議結果については、木村課長からお願ひします。

木村課長 （協議結果の概要について説明した。）

議長 長 この入漁ができなくなって3か月になろうとしています。早急に入漁協定を締結しなければならぬと考えていますので、関係委員、県、事務局にはよろしくお願ひします。

議長 長 本日予定されていた議題は、これで終わりましたが、委員の皆様から他に何かございますか。

議長 長 県や事務局から何かありますか。

【全国海区漁業調整委員会連合会70周年記念功績委員表彰について】

山根次長 （全国海区漁業調整委員会連合会の発足70周年を記念し、功績委員（北田会長、川岡副会長、久保河内前委員、山本前委員）に対して水産庁長官から感謝状が授与されたことを紹介した。）

木村課長 （北田会長、川岡副会長へ感謝状を授与した。）

議長 長 他にございませんか。

それでは、これもちまして、第477回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重に審議していただき、ありがとうございました。

（午後4時40分 閉会）